

総務省行政相談センター

きくみみ秋田

令和5年7月14日からの大雨による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

秋田県内における令和5年7月14日からの大雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

秋田行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問い合わせや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090-110

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

秋田行政監視行政相談センター きくみみ秋田

- インターネットによる相談受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

018-824-1427



きくみみ秋田



総務省行政相談センター

総務省 秋田行政監視行政相談センター

〒010-0951

秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

電話：018-824-1426

FAX：018-824-1427

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和5年8月23日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、秋田行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和5年7月14日からの大雨災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/akita/akita.html>

- 2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

- (1) 災害救助法適用市町村 (7市6町2村)

秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

- (2) 被災者生活再建支援法適用市町村 (1市1町)

秋田市、五城目町

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 災害ごみ (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)
- 5 家屋の消毒に関する相談 (P. 7)
- 6 仮住居に関する相談 (P. 7)



役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置 (P. 15)
- 16 県税の特別措置 (P. 15)
- 17 市町村税の特別措置 (P. 16)
- 18 公共料金の減免措置等 (P. 16)
- 19 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 17)
- 20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 18)
- 21 運転免許証を紛失した場合 (P. 18)
- 22 自動車に被害を受けた場合 (P. 18)



教育のこと

- 29 JASSO等の奨学金の緊急採用、返還期限猶予、支援金の受付 (P. 22)



そのほかの情報

- 32 消費生活相談 (P. 25)
- 33 市町村連絡先一覧 (P. 25)



お金のこと

- 7 被災者生活再建支援金の支給 (P. 9)
- 8 災害弔慰金等の支給 (P. 10)
- 9 災害援護資金の貸付 (P. 11)
- 10 生活福祉資金の貸付 (P. 11)
- 11 母子、父子、寡婦福祉資金貸付制度 (P. 12)
- 12 住宅の建設、補修等の融資 (P. 13)
- 13 住宅ローンの返済 (P. 13)
- 14 雇用保険失業給付の支給等 (P. 13)



民間の手続きのこと

- 23 損害保険 (P. 19)
- 24 生命保険の契約内容 (P. 19)
- 25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 19)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 20)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用 (P. 21)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 21)



事業者の方へ

- 30 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 23)
- 31 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 24)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」の発行も行っています。
- ◆ 申請方法
 - ・ 電話または郵送での申請
 - ・ 受付窓口での申請
- ◆ 手続に必要なもの
 - ・ り災証明書交付申請書
 - ・ 被害状況が判断できる写真
 - ・ 修繕に関係する見積書、領収書
 - ・ 所有者・占有者以外の方が申請する場合には委任状
- ◆ 詳しくは以下の市町村窓口にお問い合わせください。

市町村	申請窓口	電話番号等
秋田市	企画財政部資産税課 家屋担当 土地担当 償却担当	018-888-5479 018-888-5477 018-888-5480
能代市	能代地域 総務部税務課 二ツ井地域 二ツ井地域局総務企画課	0185-89-2127 0185-73-2112
男鹿市	危機管理課 若美支所 各出張所	0185-24-9113
潟上市	総務部総務課危機管理班	018-853-5301
大仙市	総合防災課	0187-63-1111
北秋田市	総務課危機管理係	0186-62-6602

上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222
藤里町	生活環境課	0185-79-2115
仙北市	総務部総合防災課	0187-43-1115
三種町	町民生活課消防防災係 山本支所 琴丘支所	0185-85-4823 0185-83-2111 0185-87-2111
八峰町	税務会計課税務係	0185-76-4604
五城目町	町消防署	018-875-2028
八郎潟町	税務会計課税務担当	018-875-5807
井川町	税務会計課税務班	018-874-4414
大潟村	税務会計課	0185-45-2113

2 災害ごみ

- ◆ 被災市町村では、床上・床下浸水非該当で発生した災害ごみについて、住民による処理場への持ち込みに係る処理手数料の減免や市町村による戸別収集及び仮置き場の設置を行っています。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。
※市町村の連絡先は25ページ以降をご参考になしてください。

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 住宅の応急修理制度は、災害救助法に基づき、被災された方が元の住宅に引き続き住めるよう、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を行うものです。
- ◆ 1世帯当たり70万6千円（半壊以上）、34万3千円（準半壊）が上限となります。
- ◆ 大雨による住家被害を受けて、以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。
 - ・中規模半壊、半壊、準半壊の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理することができない方。
 - ・大規模半壊の住家被害を受けた方。
 - ・全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は、対象となります。

- ◆ 修理限度額は、大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合は1世帯当たり70万6千円、準半壊の場合は1世帯当たり34万3千円です。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口（25ページ以降掲載）にお問い合わせください。
- ◆ 参考：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の目安

家屋の被災程度	浸水深（浸水した箇所のもっとも浅い部分）
<ul style="list-style-type: none"> ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 ・一部損壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・床上180cm以上 ・床上180cm未満100cm以上 ・床上100cm未満50cm以上 ・床上50cm未満 ・床下浸水

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 秋田県では令和5年度住宅リフォーム推進事業において、被災住宅の復旧工事支援を受け付けます。
- ◆ 詳しくは、以下の地域振興局建築課までお問い合わせください。

地域振興局	電話番号	管轄市町村
鹿角地域振興局	0186-23-2111	鹿角市、小坂町
北秋田地域振興局	0186-63-2531	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局	0185-52-6103	能代市、八峰町、藤里町、三種町
秋田地域振興局	018-860-3491	秋田市、男鹿市、潟上市、井川町 大潟村、五城目町、八郎潟町
仙北地域振興局	0187-63-3124	大仙市、仙北市、美郷町

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、住宅リフォーム・紛争処理センターが「住宅補修専用・住まいるダイヤル」を開設しています。

【住まいるダイヤル】

電話番号：0570-016-100（ナビダイヤル）

（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

相談時間：平日 10時～17時

<災害に便乗した悪徳商法に御注意ください！>

- ◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法などのトラブルが発生する傾向があるので御注意ください。
点検などを口実に訪問し、高額な修理等の契約を勧誘したり、「災害に

よる被害以外の箇所であっても保険で無料修理できる」などと勧誘したりしてトラブルに巻き込まれるケースがあります・

不審な勧誘や心配なことがある場合には、消費者ホットラインや秋田県生活センターまで御相談ください。

・消費者庁 消費者ホットライン

電話番号：188（いやや！） 最寄りの消費生活相談窓口につながります

受付時間：平日 10時～12時、13時～16時

土・日、祝日は国民生活センターにつながります

・秋田県生活センター（秋田市）

電話番号：018-835-0999

受付時間：平日 9時～17時

5 家屋の消毒に関する相談

- ◆ 秋田市では、床上浸水した家屋のうち希望する世帯を対象に、専門業者による消毒作業を実施しています。また、清掃時に使用する消毒液を、保健所、各市民サービスセンター、駅東サービスセンターで配布しています。
- ◆ また、町内会の共有施設等を対象に消毒用噴霧器の貸出しおよび消毒薬の配布を各市民サービスセンターで行っています。

秋田市保健所 健康管理課 018-827-5250 衛生検査課 018-883-1181

6 仮住居に関する相談

- ◆ 秋田市では、仮住居の提供として、自宅に被害を受け自らの資力では住宅を確保できない世帯に対し、民間賃貸住宅を借り上げて応急住宅として一時的に提供する、秋田県賃貸型応急住宅制度の申込を受け付けます（入居期間 2年以内）。

秋田市都市整備部住宅整備課（賃貸型応急住宅相談窓口）

電話 018-888-5773 F A X 018-888-5771

- ◆ 五城目町では自宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方に対し、町が民間の賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅として提供します（最長2年）。なお家賃、管理費などの賃貸型応急住宅入居に必要な基本的な経費は町が負担します。

五城目町災害対策本部 住宅支援チーム Tel (018) 852-5131

- ◆ 秋田市では、自宅に被害を受けて居住する住宅がない世帯に対し、市営住宅を一時的に提供する市営住宅の一時使用許可（入居期間 原則6か月以内）制度があります。

秋田県建築住宅センター 電話 018-836-7850 F A X 018-836-7852

- ◆ 五城目町では、町営住宅を原則1年（やむを得ない場合は最長2年）家賃は原則として全額免除、敷金は不要として貸し出します。

五城目町災害対策本部 住宅支援チーム Tel (018) 852-5131



お金のこと

7 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。
- ◆ 令和5年7月14日からの大雨により住宅に多数の被害が生じた秋田市と五城目町に対して同法の適用が決定されました。

区分		基礎支援金	加算支援金		合計	
		支給額	住宅再建方法	支給額		
複数世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
	解体世帯		補修	100万円	200万円	
	長期避難世帯		賃借	50万円	150万円	
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃借	50万円	100万円	
		中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
				補修	50万円	50万円
				賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	
	解体世帯		補修	75万円	150万円	
	長期避難世帯		賃借	37.5万円	112.5万円	
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	
			補修	75万円	112.5万円	
			賃借	37.5万円	75万円	
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円	
			補修	37.5万円	37.5万円	
			賃借	18.75万円	18.75万円	

◆ 問合せ窓口

秋田市	：福祉保健部 福祉総務課 地域福祉推進室	018-888-5661
五城目町	：災害対策本部 住宅支援チーム	018-852-5131

8 災害弔慰金等の支給

- ◆ 秋田県では、豪雨や洪水等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、見舞金を給付する制度があり、今回の大雨による床上浸水被害についても、自己所有家屋の場合20万円、借家の場合6万円を支給対象とすることとしています。給付にあたっては、市町村が被害状況を調査し、県に報告することになっています。

・秋田県総務部総合防災課 被災者支援チーム
電話番号：018-860-4504

なお、住家で床上浸水以上の被害と判定された場合、秋田市では災害見舞金として全壊等10万円、床上浸水等5万円が支給され、五城目町でも3万円が支給されます。

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町村の窓口（25ページ以降掲載）にお問い合わせください。

- ◆ 秋田県災害被害者見舞金

【給付対象及び給付額】

- | | |
|------------------------------|------|
| （1）死者または行方不明者が生じた世帯 | 60万円 |
| （2）精神又は身体に著しい障害を受けた者が生じた世帯 | 60万円 |
| （3）住宅を全壊、流失、半壊または床上浸水した世帯 | |
| ●自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主 | |
| 全壊、流失の場合 | 60万円 |
| 半壊、床上浸水の場合 | 20万円 |
| ●借家で現に居住している家屋の被災世帯主 | |
| 全壊、流失の場合 | 20万円 |
| 半壊、床上浸水の場合 | 6万円 |

9 災害援護資金の貸付

- ◆ 今回の大雨被害について県内の全市町村を対象として、住居や家財に被害を受けた場合に、市町村が一定所得以下の世帯の方に対し、貸付限度額の範囲内において、当面の生活の立て直しのための貸付を行います。

・貸付の申込ができるのは、以下の被害があった場合です。

- ① 世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った場合
- ② 家財が3分の1以上の損害を受けた場合
- ③ 住居の半壊の被害を受けた場合
- ④ 住居が全壊の被害を受けた場合
- ⑤ 住居の全体が滅失または流出した場合

・世帯ごとの構成人数に応じた所得制限や、貸付限度額など詳しい制度の内容などは、各市町村の災害援護資金担当窓口にお問い合わせください。

10 生活福祉資金の貸付

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。
- ◆ 詳しくは、下記の秋田県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

社会福祉協議会名	電話番号
秋田県社会福祉協議会	018-864-2711
秋田市社会福祉協議会（総務管理課 貸付担当 直通）	018-838-6477
能代市社会福祉協議会	0185-89-6000
男鹿市社会福祉協議会	0185-23-2772
潟上市社会福祉協議会	018-877-2677
大仙市社会福祉協議会	0187-63-0277
北秋田市社会福祉協議会	0186-69-8025
仙北市社会福祉協議会	0187-52-1624
上小阿仁村社会福祉協議会	0186-77-3057
藤里町社会福祉協議会	0185-79-2848
三種町社会福祉協議会	0185-72-4400
八峰町社会福祉協議会	0185-77-3551
五城目町社会福祉協議会	018-852-5192

八郎潟町社会福祉協議会	018-875-3871
井川町社会福祉協議会	018-874-2611
大潟村社会福祉協議会	0185-45-2840

1 1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

- ◆ 母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にして、大雨災害に関する住宅資金（所有する住宅の補修、保全、改築又は増築するのに必要な費用。住宅を建築又は購入するのに必要な費用。）や転宅資金（住宅の移転に際し要求される敷金、前家賃等の一時金。引っ越しに要する運送代。）の貸付制度があります。
- ◆ 詳しくは以下の福祉事務所へ御相談ください。

名称	電話番号	管轄区域
秋田市福祉事務所	018-888-5690	秋田市
能代市福祉事務所	0185-89-2947	能代市
男鹿市福祉事務所	0185-24-9117	男鹿市
潟上市福祉事務所	018-853-5314	潟上市
大仙市福祉事務所	0187-63-1111	大仙市
北秋田市福祉事務所	0186-84-8778	北秋田市
仙北市福祉事務所	0187-43-2280	仙北市
北秋田地域振興局大館福祉環境部 （北福祉事務所）	0186-52-3951	小坂町、上小阿仁村
山本地域振興局福祉環境部 （山本福祉事務所）	0185-55-8020	藤里町、三種町、八峰町
秋田地域振興局福祉環境部 （中央福祉事務所）	018-855-5175	五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

1 2 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】
「災害専用ダイヤル」：0120-086-353（通話料無料）
受付時間：9時～17時、土曜日・日曜日も実施

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

1 3 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による、被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

【全国銀行協会相談室】
電話番号：0570-017-109（ナビダイヤル）
03-5252-3772
受付時間：9時～17時、祝日及び銀行の休業日を除く

1 4 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。

- ◆ 詳細は労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

・秋田労働局（職業安定課）	018-883-0007
・ハローワーク秋田	018-864-4111
・ハローワーク男鹿	0185-23-2411
・ハローワーク能代	0185-54-7311
・ハローワーク大館	0186-42-2531

• ハローワーク鷹巣	0 1 8 6 - 6 0 - 1 5 8 6
• ハローワーク大曲	0 1 8 7 - 6 3 - 0 3 3 5
• ハローワーク角館	0 1 8 7 - 5 4 - 2 4 3 4
• ハローワーク本荘	0 1 8 4 - 2 2 - 3 4 2 1
• ハローワーク横手	0 1 8 2 - 3 2 - 1 1 6 5
• ハローワーク湯沢	0 1 8 3 - 7 3 - 6 1 1 7
• ハローワーク鹿角	0 1 8 6 - 2 3 - 2 1 7 3



役所の手続きのこと

1 5 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄市町村
秋田南税務署	018-832-4121	秋田市の一部
秋田北税務署	018-845-1161	秋田市の一部、男鹿市、潟上市、南秋田郡
大館税務署	0186-42-0671	大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡
大曲税務署	0187-62-2191	大仙市、仙北市、仙北郡
能代税務署	0184-22-2335	能代市、山本郡
本荘税務署	0184-22-2335	由利本荘市、にかほ市
湯沢税務署	0183-73-5100	湯沢市、雄勝郡
横手税務署	0182-32-6090	横手市

1 6 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車関連の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

- ◆ 詳しくは、最寄りの総合県税事務所（支所）にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	所管地域
総合県税事務所 (秋田地域)	018-860-3332	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村
鹿角支所	0186-23-2328	鹿角市、小坂町
北秋田支所	0186-49-2211	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本支所	0185-52-6201	能代市、三種町、八峰町、藤里町
由利支所	0184-23-4105	由利本荘市、にかほ市
仙北支所	0187-63-5222	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿支所	0182-32-0595	横手市
雄勝支所	0183-73-3181	湯沢市、羽後町、東成瀬村

17 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。なお、秋田市の場合、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、原則として中規模半壊（介護保険料は大規模半壊）以上が減免対象です。
- ◆ 詳細は、市町村の窓口（25ページ以降掲載）にお問い合わせください。

18 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話料金等については、各事業者において、災害救助法の適用区域及びその周辺の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。手続方法については、各事業者へ御確認ください。

○東北電力：支払期日の延伸、不使用月の料金免除、使用不能となった電気設備相当分の基本料金に対する措置

【東北電力カスタマーセンター】 0120-066-774

○NTT東日本：電話系サービス、電気通信サービスの基本料金等の取扱、移転工事費の取扱、利用料金支払期限の延長等

【NTT東日本 料金問合せ受付センタ】 0120-002-992

＜受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)＞

○NHK：放送受信料の免除に関する問合せ

【NHK秋田放送局 経営管理企画センター】

018-825-8171 (平日/午前10時～午後5時)

◆上下水道について、基本料金、使用料金の減免や支払期限の延長等が行われる場合があります。秋田市の場合、床上浸水等の被害にあい復旧するまでの上下水道料金等の減免があります。詳しくは、上下水道の事業者（お住まいの市町村の窓口 25ページ以降掲載）にお問い合わせください。

19 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

◆ 年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。（注）年金手帳は令和4年4月1日から廃止されており、代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。

◆ 災害によって財産に相当な被害を受け、保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の免除や厚生年金保険料の猶予を受けることができる制度があります。秋田市の場合、被害金額が概ね2分の1以上の損害があった方は、申請により、国民年金保険料が免除されます。

保険料の納付が免除されます。

◆ 詳しくは、最寄りの各年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所	電話番号
秋田年金事務所	018-865-2392
鷹巣年金事務所	0186-62-1490
本荘年金事務所	0184-24-1111
大曲年金事務所	0187-63-2296

・月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

週初の開所日 8時30分～19時

第2土曜日 9時30分～16時

20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証(権利証)から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。

秋田地方法務局	電話番号
本局／登記部門	018-862-1174
大館支局	0186-42-6514
能代支局	0185-54-4111
本荘支局	0184-22-1200
大曲支局	0187-63-2100

21 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、秋田県運転免許センターにお問い合わせください。

秋田県警察本部運転免許センター ・運転免許の更新・再交付等に関する相談 018-824-3738 受付時間：月曜日～金曜日、日曜日 8時30分～9時30分、13時～13時50分

22 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・自動車税取得割の減免があります。
- ◆ 詳しくは、16ページ掲載の秋田県総合県税事務所及び各支所にお問い合わせください。
- ◆ 自賠償保険を解約した場合には、所定の手続を行うと解約返戻金を受け取ることができます。金額は保険料の払込期間等に応じて異なりますので、詳しくは契約先の保険会社へお問い合わせください。



民間の手続きのこと

2 3 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

・ご契約の損害保険会社
・そんぽADRセンター(受付時間：平日 9：15～17：00)
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP電話からは092-235-1761)

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

・自然災害損保契約照会センター(受付時間：平日 9：15～17：00)
フリーダイヤル 0120-501-331
ナビダイヤル 0570-001-830 (IP電話からは03-6836-1003)

2 4 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731
・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950

2 5 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の

払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420

26 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆様が抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供を行っております。

- ・法テラス秋田法律事務所 050-3383-5549 平日：9時～17時
- ・法テラス鹿角法律事務所 050-3383-1416 平日：9時～17時



医療・健康のこと

27 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や医療介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証が提示できなくとも医療機関等を受診したり、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳しくは、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

<p>・こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 平日 9時~16時、18時30分~22時 土曜日、日曜日、祝日 10時~16時</p>



教育のこと

29 JASSO等の奨学金の緊急採用、返還期限猶予、支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

- ・ 給付・貸与奨学金について

在学している学校の奨学金担当窓口

- ・ 奨学金返還について

「奨学金相談センター」 0570-666-301

平日 9時～20時

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。

- ・ （独）日本学生支援機構 政策企画部寄附金室 JASSO災害支援金担当

03-6743-3185

- ◆ 秋田県育英会では、災害により奨学金の返還が難しい状況になった方から、猶予を希望する理由がわかる罹災証明書を添付して奨学金返還「猶予願」の提出を受け付けています。

また、このたびの大雨被害に伴い自宅が被災した高校生の方については、高等学校等奨学金「緊急採用」の申込を受け付けています。

- ・ （公益財団法人）秋田県育英会 018-860-3352



事業者の方へ

30 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

・日本政策金融公庫 秋田支店 018-832-5511 (中小企業者相談)
受付時間：平日 9時～17時

・秋田県信用保証協会本所 018-863-9011
秋田東営業室 018-863-9016
秋田西営業室 018-863-9018
大館支所 0186-49-2281
能代支所 0185-54-2377
本荘支所 0184-22-5330
大曲支所 0187-63-1811
横手・湯沢支所 0182-32-2361
受付時間：平日 9時～17時10分

・秋田県商工会連合会 018-863-8491
北部拠点（北秋田市） 0186-67-8160
中央部拠点（秋田市） 018-863-8495
南部拠点（横手市） 0182-23-7020
受付時間：平日 9時～17時

・（公財）あきた企業活性化センター
総合相談窓口 018-860-5610
秋田県よろず支援拠点 018-860-5605
受付時間：平日 8時30分～17時15分

3 1 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

・ 日本政策金融公庫秋田支店	018-833-8247 (農林漁業者相談)
	受付時間：平日 9時～17時
・ 農林中央金庫秋田支店	018-863-6900
	受付時間：平日 9時～17時

- ◆ 秋田県では、各地域振興局農林部に設置している農業経営・就農支援センターの地域サテライト窓口で、災害発生後の被災農業者の農業経営再開に向けた相談活動を行っています。

・ 鹿角地域振興局農林部農業振興普及課	0186-23-3683
・ 北秋田地域振興局農林部農業振興普及課	0186-62-1835
・ 山本地域振興局農林部農業振興普及課	0185-52-1241
・ 秋田地域振興局農林部農業振興普及課	018-860-3413
・ 由利地域振興局農林部農業振興普及課	0184-22-8354
・ 仙北地域振興局農林部農業振興普及課	0187-63-6110
・ 平鹿地域振興局農林部農業振興普及課	0182-32-1805
・ 雄勝地域振興局農林部農業振興普及課	0183-73-5180

- ◆ 秋田県では、国の支援の対象とならない小規模な農地・農業用施設の災害復旧工事等について市町村と協力して支援を行い、農家負担の軽減を図る事業を実施しています。実施主体となる市町村または土地改良区が各地域振興局へ申請することになっています。

問い合わせ先

・ 秋田県農林水産部農地整備課	水利・防災チーム	018-860-1830
-----------------	----------	--------------



そのほかの情報

3 2 消費生活相談

- ◆ 消費者庁では、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン（188）」（全国共通）を設置しています。

3 3 市町村連絡先一覧

- ◆ 県及び県内の災害救助法が適用された各市町村の代表電話番号を掲載しています。令和5年7月14日からの大雨による災害に関するお問い合わせのご参考にしてください。

自治体名	電話番号	郵便番号	所在地
秋田県	018-860-1111	010-8570	秋田市山王四丁目1-1
秋田市	018-863-2222	010-8560	秋田市山王1丁目1-1
北秋田市	0186-62-1111	018-3392	北秋田市花園町19-1
能代市	0185-52-2111	016-8501	能代市上町1-3
潟上市	018-853-5301	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1
男鹿市	0185-23-2111	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1
仙北市	0187-43-1111	014-1298	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
大仙市	0187-63-1111	014-8601	大仙市大曲花園町1-1
上小阿仁村	0186-77-2221	018-4494	北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原118
藤里町	0185-79-2111	018-3201	山本郡藤里町藤琴字藤琴8
三種町	0185-85-2111	018-2401	山本郡三種町鶉川字岩谷子8
八峰町	0185-76-2111	018-2502	山本郡八峰町峰浜目名潟 字目長田118
五城目町	018-852-5100	018-1792	南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目 1-1
八郎潟町	018-875-5800	018-1692	南秋田郡八郎潟町字大道80

井川町	018-874-4411	018-1596	南秋田郡井川町北川尻字海老沢 樋ノ口78-1
大湊村	0185-45-2111	010-0494	南秋田郡大湊村字中央1-1